

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和5年3月30日（木） 午後3時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- 1 令和5・6年度競争入札参加資格の認定並びに格付け及び発注基準について…………… 1
（令和5年4月1日認定予定） 【契約課】
- 2 令和5・6年度競争入札参加資格の追加認定の見直しについて…………… 4
（令和5年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 3 週休2日工事の試行について…………… 5
（令和5年4月1日以降適用開始） 【検査課】
- 4 総合評価落札方式一般競争入札の改正について〔再説明〕…………… 6
（令和5年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 5 災害実績条件付一般競争入札について〔再説明〕…………… 10
（令和5年4月1日以降適用継続） 【契約課】
- 6 工事成績条件付一般競争入札について〔再説明〕…………… 12
（令和5年4月1日以降適用継続） 【契約課】
- 7 その他
 - (1) 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について 【契約課】 …… 13
 - (2) 契約書様式の改正について（建設発生土の搬出先に係る項目の追加）
【契約課・検査課】 …… 14
 - (3) 令和5年1月1日付け建設業法施行令の改正について〔再説明〕 【契約課】 …… 19
 - (4) 監理技術者制度運用マニュアルの一部改正に伴う要綱要領等の改正について
【契約課】 …… 20
 - (5) 令和5年4月1日施行の建設工事請負契約約款等の改正について〔再説明〕
【契約課】 …… 21
 - (6) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の
兼務制限の緩和について 【契約課】 …… 23
 - (7) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について 【契約課】 …… 25
 - (8) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る中間検査の緩和ほかについて
【検査課】 …… 28
 - (9) スライド条項の適用について 【検査課】 …… 29
- 8 質疑応答

東広島市

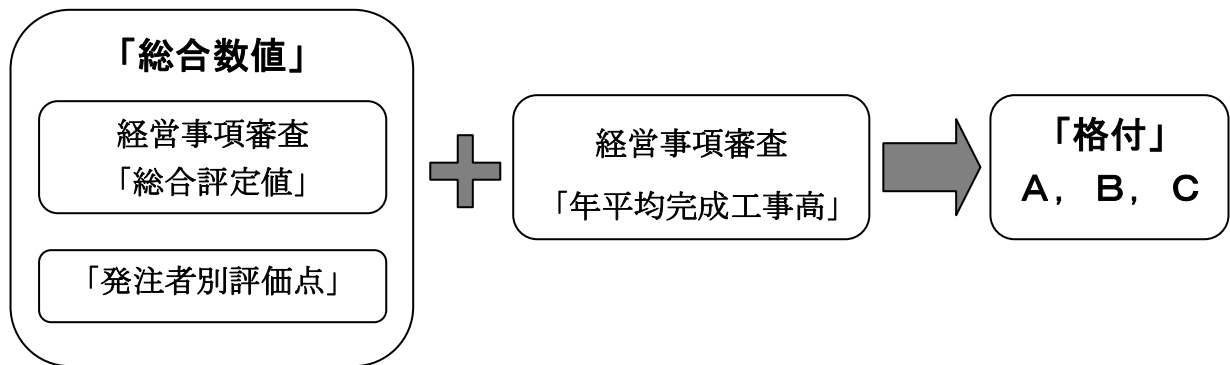
総務部 検査課 TEL082-420-0950
総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 令和5・6年度競争入札参加資格の認定（令和5年4月1日認定予定） 並びに格付及び発注基準について

（1）令和5・6年度競争入札参加資格の認定

格付の認定は、経営事項審査の総合評定値に発注者別評価点を加えた「総合数値」と経営規模等評価結果通知書に記載されている年平均完成工事高を基に行います。

なお、「東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程」の建設工事種類別格付基準の改正は、ありません。



（2）資格認定者数

地域区分	認定予定者数	前回認定者数※2
市内※1	172 者	170 者
県内	388 者	371 者
県外	366 者	371 者
合計	926 者	912 者

※1 「市内」とは、東広島市内に建設業法上の主たる営業所かつ登記の本店を有する者をいいます。

※2 令和3・4年度当初資格認定時の認定者数

（3）令和5・6年度競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

ただし、令和7年4月1日以降においても令和7年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

(4) 建設工事種類別格付基準及び格付別標準発注金額表

ア 建設工事種類別格付基準

次の表の区分に従い、格付（A，B，C）を決定し、認定します。

建設工事種類別格付基準

工事の種類 格付	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工 事	その他
A	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 680点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上
B	総合数値 650点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付A に該当す るものを 除く。)	総合数値 500点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)

イ 格付別標準発注金額表

次の表の区分を基準に発注します。

格付別標準発注金額表

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

2 令和5・6年度入札参加資格の追加認定の見直しについて

(1) 趣旨

申請者の利便性向上を図るため、令和5・6年度入札参加資格申請より、追加認定手続きを従来の「定期の受付・認定（2年で6回）」から「随時受付・毎月認定（2年で17回）」に見直しを行います。

(2) 見直し内容

ア 受付期間等について

	見直し前（～R3・4認定）	見直し後（R5・6認定～）
受付期間	6回（初回：5月、最終：翌9月）	名簿最終年度の9月15日（※）まで随時
認定時期	初年度：7、9、12月 2年目：4、6、11月（計6回） （該当月1日（又は前月末）付認定）	名簿初年度7月から名簿最終年度11月までの各月1日（計17回） （各月15日（※）までの受付分を翌々月1日付で認定（初回のみ4/1～5/15受付分を7/1認定））

※各月の15日が閉庁日の場合は、その翌開庁日まで

イ 全面電子対応

従来は、やむを得ない理由により電子申請ができない場合に書面申請を認めておりましたが、令和5・6年度入札参加資格追加申請より全面電子対応とし、書面申請は廃止します。

※電子申請における共通書類（広島県への提出書類（当初申請のみ））及び独自書類（東広島市への提出書類）の提出は、引き続き書面での提出になりますので、ご注意ください。

(3) 認定スケジュールのイメージ

		受付	審査					認定
		受付当月			受付の翌月（認定は翌々月1日頃）			
		1～2週目	3週目	4週目	5週目	6週目	7週目	8週目
受付	毎月15日まで							
審査	申請内容の確認、補正格付の実施							
認定	認定通知（翌々月1日頃）							

3 週休2日工事の試行について

1 趣旨

建設業界の労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要です。こうしたことから本市発注の建設工事の働き方改革促進の一環として週休2日工事を試行で実施し、週休2日の確保に向けた課題を把握しながら、より使いやすい制度にするものです。

2 定義

試行する週休2日工事は、次のとおりです。

種 類	
週休2日モデル工事 (受注者希望型)	契約締結後、受注者の希望により4週8休の現場閉所を実施する工事

3 対象工事

対象工事は、原則、市が発注する全ての建設工事とします。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とします。

- (1) 現場状況や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事
- (2) 現場での施工期間が1週間（実作業期間）未満の工事

4 実施方法

特記仕様書に受注者希望型週休2日モデル工事である旨を明示します。受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで実施します。変更設計時に、対象期間における現場閉所状況に応じた補正係数を乗じて、設計計上するものとします。

また4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価します。なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しません。

5 適用日

令和5年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

4 総合評価落札方式一般競争入札の改正について [再説明]

1 趣旨

総合評価落札方式入札は、競争性を確保しつつ、価格と施工能力や地域貢献など価格以外の評価により、価格と品質で総合的に優れた者を選ぶという公共工事の品質確保を目的とした制度です。令和5年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施する上で、発注工事の見直しや、工事の品質や災害対応活動を評価するため改正を行います。

2 改正点

(1) 発注対象工事の変更

請負対象設計金額（税込）1億円以上の工事は総合評価落札方式一般競争入札を原則としていますが、業者育成等の観点から、令和5年度以降においては請負対象設計金額（税込）1億円以上の工事であっても、高度な技術を必要とせず、単に施工規模の大きい工事等、次の①～④に該当又はこれらに類する工事は、通常の一般競争入札とする場合があります。

- ①土木一式工事（水道施設工事、法面工事等を含む）：施工延長や施工面積を増やした工事
- ②土木一式工事等：1億円未満の複数の施工箇所が合冊された工事
- ③建築一式工事：鉄筋コンクリート構造物で、特殊工法がない新築、改築、増築又は改修工事
- ④機械器具設置工事：高額な機械を設置し、工事価格の過半が機械の工事

(2) 評価項目の追加

優良建設工事表彰の実績を評価するため次の項目を追加します。

追加評価項目	令和5年度	配点
当該工種で優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰に該当（直近3年間）※1	優良建設工事特別表彰 ※2 （5年連続優良建設工事表彰）	1.0点
	優良建設工事表彰	0.5点
	該当なし	0点

※1 直近3年間とは、回数にかかわらず、令和2年度、令和3年度、令和4年度のいずれかの年度で表彰された場合を評価対象とする。

※2 令和2年度から令和6年度まで5年連続で優良建設工事表彰される場合に初めて特別表彰となるため、早くても令和7年度以降の評価対象となる。

(3) 配点の変更

工事の品質や災害対応活動を評価するため、配点を増やします。

評価項目	評価基準	令和4年度配点	令和5年度配点
工事成績評定 点（3年間の平 均）	平均工事成績評定点 85 点以上	2.0 点	<u>3.0</u> 点
	平均工事成績評定点 65 点～85 点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$	$\underline{3.0} \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$
	平均工事成績評定点 65 点未満又 は実績なし	0 点	0 点

評価項目	評価基準	令和4年度配点	令和5年度配点
災害対応活動 の有無	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を <u>10</u> 回以上有する者	—	<u>2.0</u> 点
	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を <u>5</u> 回以上有する者	—	<u>1.5</u> 点
	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を 3 回以上有する者	1.0 点	1.0 点
	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を 1 回以上有する者	0.5 点	0.5 点
	災害時応急対策活動等に関する基 本協定を締結している者	0.25 点	0.25 点
	災害時応急対策活動等に関する基 本協定を締結していない者	0 点	0 点

(4) 評価対象年度の改正

企業の施工能力など評価の対象とする年度を改正します。

3 適用日

令和5年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和5年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計			6~10点	6~10点		
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	3点	○	—	○	—
		(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録状況	0.5点	○	○	○	○
		(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3年間) ※3	1点	○	—	○	—
		小計			6.5点	2.5点	6.5点
	3.配置予定技術者の能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無(直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用	1点	○	○	○	○
		小計			5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種工事の元請施工実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小計			—	2点	—
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※6	2点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無(前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
		小計			4.75点	2.75点	3点
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※7	0.25点	○	○	○	○	
	小計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※8	5点	○	○	○	○	
	小計			5点	5点	5点	5点
合計				21.5~ 31.5点	17.5~ 27.5点	19.75~ 29.75点	17.5~ 27.5点

※1 平成20年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和2年度から令和4年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和5年5月31日以前に公告を行う案件は、令和元年度(平成31年度)から令和3年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	3.0
平均工事成績評定点65点~85点未満	3.0×(平均工事成績評定点-65)/20

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 令和2年度から令和4年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。

優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和元年度から令和5年度とする。

災害対応活動の配点は次のとおりとする。

10回以上 2.0、5回以上 1.5、3回以上 1.0、1回以上 0.5、協定締結のみ 0.25

※7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※8 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での応札者と同様に評価する。

5 災害実績条件付一般競争入札について [再説明]

1 趣旨

災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を入札参加要件とした災害実績条件付一般競争入札は、令和5年度も引き続き試行します。

※具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「災害実績条件付一般競争入札について」のとおりです。

2 適用日

令和5年4月1日以降に公告する案件も引き続き適用します。

災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク36件程度（各ランク各町4件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を3件以上受注した者としてします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2（抜粋）
格付別標準発注金額表

等級別格付	請負対象設計金額
	土木一式工事
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

6 工事成績条件付一般競争入札について [再説明]

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、災害復旧工事の受注促進に向けて災害実績条件付一般競争入札を実施するため、令和5年度は工事成績条件付一般競争入札の実施をしないこととします。

※工事成績評定は、実施します。

<工事成績評定の対象工事>

請負金額 500 万円を超える請負工事。

ただし、次の工事を工事成績評定の対象工事から除く。

- ①当初請負金額 3,500 万円未満の災害復旧工事
- ②緊急を要する応急工事

7 その他

(1) 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の（建設工事）（コンサル等業務）（総合評価落札方式）（維持管理業務）の改正を行います。

改正点は、次のとおりです。

- ア 15年間の施工実績・工事経験に係る基準日の改正（H19.4.1→H20.4.1）
- イ 広島県・市町共同利用電子入札等システムの仕様の変更に合わせ、入札時における書面参加者の電子くじ番号を、システム自動生成番号から「001」に変更。
- ウ 総合評価落札方式の加点対象の同種・類似工事発注者となる「公共団体」の範囲を拡大し、地方独立行政法人や国立大学法人も対象とする。
- エ 総合評価落札方式の制度改正（6～9ページを参照）に係る改正

令和5年度以降の入札時には、改正内容を確認の上、参加いただきますよう、よろしくお願ひします。

改正後の東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項は、4月上旬に東広島市ホームページに掲載予定です。

【建設工事・維持管理業務・総合評価落札方式】

- ホーム > 組織から探す > 総務部 契約課
- > 1 建設工事(入札・公告)
- > 令和5年度一般競争入札情報(建設工事等)

【コンサル等業務】

- ホーム > 組織から探す > 総務部 契約課
- > 3 測量・建設コンサルタント等業務(入札・公告)
- > 令和5年度一般競争入札情報(コンサル等業務)

(2) 契約書様式の改正について(建設発生土の搬出先に係る項目の追加)

1 趣旨

国の公共工事標準請負契約約款(契約書の記載事項)の改正に伴い、東広島市建設工事執行規則に定める契約書様式の改正を行うものです。

2 改正内容

契約書様式に、建設発生土の搬出先に係る項目を追加します。

建設発生土の搬出先の名称及び所在地に係る具体的な記載は、(国の運用と同様に)仕様書に定めることとします。

また、特記仕様書に次のとおり記載します。

【特記仕様書記載例】

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)のいずれかである〇〇〇〇(具体的な名称、所在地を記載)に搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は〇〇kmを見込んでいる。

建設発生土の搬出先について、受注者は発注者に書面により承諾を得ることとする。

3 施行年月日

令和5年4月1日

別記様式第1号（第9条関係）

建設工事請負契約書

印
紙

- 1 工事名 _____ 年度 _____

- 2 工事場所 _____ 東広島市 _____
- 3 工期 着手 _____ 年 月 日
完成 _____ 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 5 契約保証金 ¥ _____
- 6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用 ¥ _____
(2) 再資源化等に要する費用 ¥ _____
(3) 分別解体等の方法 _____

(4) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____
- 7 建設発生土の搬出先等 _____
- 8 特約事項 _____

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住所 _____
氏名 _____ 印

受注者 住所 _____
氏名 _____ 印

注 4中（ ）の部分は、受注者が課税業者の場合に使用する。

別記様式第2号（第9条関係）

建設工事請負仮契約書

印
紙

- 1 工事名 _____ 年度 _____

- 2 工事場所 東広島市
- 3 工期 着手 東広島市議会の議決のあった日の翌日
完成 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 契約保証金 ¥
- 6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用 ¥
(2) 再資源化等に要する費用 ¥
(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

7 建設発生土の搬出先等

8 特約事項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、仮契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約は、東広島市議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住所 _____
氏名 _____ 印

受注者 住所 _____
氏名 _____ 印

注 4中（ ）の部分は、受注者が課税業者の場合に使用する。

別記様式第3号（第9条関係）

建設工事変更請負契約書

印
紙

1 工事名 _____ 年度 _____

2 工事場所 _____ 東広島市 _____

3 変更事項

(1) 請負代金額

変 更 前	変 更 後	増 減 額
¥ _____ （うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額 ¥ _____）	¥ _____ （うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額 ¥ _____）	¥ _____

(2) 工 期 原契約工期 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日
 変更契約工期 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(3) 工事内容 別紙設計図 _____ 枚、仕様書 _____ 冊のとおり。

(4) 契約保証金 ¥ _____

(5) 解体工事に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥ _____	¥ _____

(6) 再資源化等に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥ _____	¥ _____

(7) 分別解体等の方法

(8) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(9) 建設発生土の搬出先等

(10) その他

上記のとおり _____ 年 _____ 月 _____ 日締結した請負契約を変更する契約の締結を証するため、契約書 _____ 通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

発注者 住所 _____
 氏名 _____ 印

受注者 住所 _____
 氏名 _____ 印

注 3(1)中 () の部分は、受注者が課税業者の場合に使用する。

(3) 令和5年1月1日付け建設業法施行令の改正について [再説明]

1 趣旨

令和5年1月1日付けで建設業法施行令の一部改正が施行され、それに伴う市発注工事の契約制度についても、併せて改正しています。

2 改正内容

- (1) 特定建設業許可や監理技術者の配置を要する下請代金額を、4,000万円（建築一式工事6,000万円）以上から4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上に引き上げました。
- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額を、3,500万円（建築一式工事7,000万円）以上から4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上に引き上げました。
- (3) 東広島市の建設工事一般競争入札の発注方法について、1号工事とする請負対象設計金額を現行の3,500万円（建築一式工事7,000万円）以上から4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上に引き上げました。

許可・資格		下請負金額による 建設業の許可区分 配置技術者の資格区分		配置技術者の専任区分	
時期	許可区分	特定建設業	特定又は 一般建設業	専任 / 兼務可能	
	資格区分	監理技術者	監理又は 主任技術者		
R4.12.31 まで	建築一式	6,000万円以上	6,000万円未満	7,000万円以上	7,000万円未満
	上記以外	4,000万円以上	4,000万円未満	3,500万円以上	3,500万円未満
R5.1.1 以降	建築一式	7,000万円以上	7,000万円未満	8,000万円以上	8,000万円未満
	上記以外	4,500万円以上	4,500万円未満	4,000万円以上	4,000万円未満

※ただし、入札公告で特定建設業又は配置技術者の専任を義務付けている場合は、公告の条件を優先するものとします。

(4) 監理技術者制度運用マニュアルの一部改正に伴う要綱要領等の改正について

1 趣旨

建設業法施行令の一部を改正する政令の公布（令和5年1月1日施行）及び国土交通省設置「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」において技術者制度の見直し方針がとりまとめられたことを受け、監理技術者制度運用マニュアルの一部が改正され、令和5年1月1日から適用されました。それに伴い、本市の建設工事における技術者制度を定めた要綱要領等「技術者等の適正配置について」の改正を行うものです。

2 改正内容

● 同一工事と見なせる範囲の合理化（同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し）

同一工作物の関連工事（契約工期が重複するものに限る。発注者は同一又は別々のいずれでも可）をそれぞれ別々の技術者が管理するよりも、同じ技術者が管理する方が合理的な場合があり、一定の条件を満たせばこれら複数の工事を同一の工事として同じ技術者が管理することができる。この際の一定の条件について見直すものです。

旧 当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る



新 同一の建築物または連続する工作物に関する工事において、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合については、同一の技術者による管理を認める

3 施行年月日

令和5年4月1日

(5) 令和5年4月1日施行の建設工事請負契約約款等の改正について [再説明]

1 趣旨

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本市の建設工事請負契約約款の改正を行います。

2 改正の要旨

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとします。

3 改正を行う契約約款等

- (1) 建設工事請負契約約款（第29条）
- (2) 設計施工一括発注工事対象請負契約約款（第29条）

※改正内容は、別紙公共工事標準請負契約約款の改正と同じ

4 施行

令和5年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結している契約については、なお従前の例による。

**公共工事標準請負契約約款
新旧対照表**

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、<u>発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、(内訳書に基づき)算定する。 [注] (内訳書に基づき)の部分は、第三条(B)を使用する場合には、削</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、(内訳書に基づき)算定する。 [注] (内訳書に基づき)の部分は、第三条(B)を使用する場合には、削</p>

- 1 -

<p>除する。</p> <p>一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。</p>	<p>除する。</p> <p>一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>
--	---

- 2 -

(6) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について

1 趣旨

平成30年7月豪雨によって、市内の広範囲にわたって甚大な被害が生じ、今後、集中的に発注される災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者及び現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務制限を緩和する。

2 内容

- 1) 次表の適用金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては、8,000万円未満。以下同じ。）の災害復旧工事に係る主任技術者等は、兼務制限の件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が4,000万円未満かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。）
- 2) 次表の適用金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては、8,000万円以上。）の工事にかかる主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。（監理技術者の場合は兼務不可）

請負対象設計金額（税込）	主任（監理）技術者	現場代理人
1号工事・総合評価 4,000万円以上 （建築一式工事は、8,000万円以上） 【監理技術者配置工事 ※1】	兼務不可	兼務不可
4,000万円以上 （建築一式工事は、8,000万円以上） 【主任技術者配置工事】	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。 ※2</u>	2件以内 ※2 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係（※4）があり、全ての工事場所の間隔が25km程度以内の公共工事であれば5件まで兼務を認める。 ※2</u>
2号工事・総合評価 4,000万円未満 （建築一式工事は、8,000万円未満）	5件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>	5件以内 現場代理人配置特例 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。 ※3</u>
500万円未満 （建築一式工事は、1,500万円未満）	兼務制限なし	

- ※1 入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている工事を含む。
- ※2 申請により、同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る。
- ※3 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。
- ※4 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

3 適用期間

令和2年7月22日から令和6年3月31日までの間とする。

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

(7) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について

令和2年11月16日施行

令和5年 3月31日改正

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興のさらなる迅速化を図るため、入札不調となった災害復旧工事について、受注意向の申し出のあった事業者の方と随意契約を締結します。

1 受注意向の申し出

受注意向のある事業者の方は、案件ごとに設定する提出期限までに、契約課へ「受注意向申出書」(別紙①参照)により、受注意向のある旨を申し出てください。

なお、提出方法は、持参またはFAXとします。

2 対象工事

令和元年度以降に一般競争入札にて入札不調となった災害復旧工事。

3 対象者

次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方を対象とします。

- ア 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種が土木一式工事
- イ 営業所所在地が東広島市内に主たる営業所かつ本店
- ウ 案件ごとに記載された認定等級

4 選定方法

申し出のあった事業者を候補者として決定し、随意契約に係る手続きを行います。(申し出者が2者以上の場合には、競争見積を行います。)

候補者を決定した際には、電子入札システム又はFAXにて見積依頼をします。見積依頼書に記載された提出期限までに、次の提出資料を提出してください。

- 見積書(提出方法については、随意契約締結に係る事務取扱要領による)
- 積算内訳書(競争見積の場合)

5 その他

- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」。
- (2) 技術者等の配置：「技術者等の適正配置について」及び「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」参照。
- (3) 市町村税の滞納のない者対象案件：（「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）令和5年4月1日改正」、以下「共通公告」という。）1(11)参照。
- (4) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告 5J 参照。

6 適用期間

令和2年11月16日から令和6年3月29日までの間とします。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とします。

※受注意向申出書、受注意向申し出対象災害復旧工事、申し出要件、設計図書等については、東広島市総務部契約課ホームページに掲載します。

【ホームページ掲載場所】

東広島市総務部契約課ホームページ

> 7 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(随意契約見積依頼)

> 災害復旧工事受注意向申し出について

東 広 島 市 長 様

住 所：
商号又は名称：
氏 名：

印

受 注 意 向 申 出 書

次の案件について、受注の意向がある旨を申し出ます。

工事管理番号 _____

工 事 名 _____

提出及び問い合わせ先：東広島市総務部契約課工事契約係
電 話：082-420-0930
F A X：082-431-0077

(8) 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る中間検査の緩和ほかについて

1 内容

平成30年7月豪雨以降に発生した災害に伴う災害復旧工事は、単純工事の取扱いとし、中間検査の対象工事から除外する。

2 適用期間

契約済の工事も適用できるものとし、令和6年3月31日までとする。

※ その他の緩和措置についても継続して実施する。

(9) スライド条項の適用について

1 趣旨

特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不相当となった場合には、請負代金額の変更について適切に対応する必要があり、建設工事請負契約約款第25条第5項（以下、単品スライド条項）の適用については、平成20年9月4日から運用を図っていますが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、単品スライド条項の運用を変更しておりますのでお知らせします。

2 変更点

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用》（別紙参照）

- ア 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- イ 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ウ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

3 適用日

令和4年6月17日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に係る請求が行われたものから適用する。

工事請負契約約款第25条第5項の運用について

令和4年6月30日

東 広 島 市

最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、国土交通省が単品スライド条項の運用を一部変更したことを受け、本市においても、次のとおり運用を変更することとしましたのでお知らせします。

1 運用の変更点概要

(1) これまでの運用

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

(2) 新たな運用 (別紙参照)

ア 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

イ 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。

ウ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

2 適用

本通知は、令和4年6月17日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)に係る請求が行われたものから適用する。

建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について

1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

2 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額（鋼）} = M [\text{変更_鋼}] - M [\text{当初_鋼}]$$

$$\text{変動額（油）} = M [\text{変更_油}] - M [\text{当初_油}]$$

$$\text{変動額（材料）} = M [\text{変更_材料}] - M [\text{当初_材料}]$$

$$M [\text{当初_鋼}], M [\text{当初_油}], M [\text{当初_材料}]$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M [\text{変更_鋼}], M [\text{変更_油}], M [\text{変更_材料}]$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$M [\text{当初_鋼}], M [\text{当初_油}], M [\text{当初_材料}]$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M [\text{変更_鋼}], M [\text{変更_油}], M [\text{変更_材料}]$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p' : 4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

D : 5の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k : 落札率

(2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約第37条第3項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2(1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の

単価等に基づき、次式により行う。

$$S \text{ 増額} = (M \text{ [変更_鋼]} - M \text{ [当初_鋼]}) + (M \text{ [変更_油]} - M \text{ [当初_油]}) + \\ (M \text{ [変更_材料]} - M \text{ [当初_材料]}) - P \times 1/100$$

$$S \text{ 減額} = (M \text{ [変更_鋼]} - M \text{ [当初_鋼]}) + (M \text{ [変更_油]} - M \text{ [当初_油]}) + \\ (M \text{ [変更_材料]} - M \text{ [当初_材料]}) + P \times 1/100$$

S 増額：スライド額（増額変更の場合）

S 減額：スライド額（減額変更の場合）

M [変更_鋼], M [当初_鋼], M [変更_油], M [当初_油], M [変更_材料], M [当初_材料]：2（1）に同じ

P：2に規定する請負代金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が（1）の M [変更_鋼]、M [変更_油] 又は M [変更_材料] を下回る場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の M [変更_鋼] に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M [変更_油] に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M [変更_材料] に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が（1）の M [変更_鋼]、M [変更_油] 又は M [変更_材料] を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6（1）に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、（1）の規定にかかわらず、（1）の M [変更_鋼] に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M [変更_油] に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M [変更_材料] に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2) 及び (3) の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 6の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。

イ 6の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。

ウ 燃料油について、6（5）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4（1）イ（イ）の平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

イ 燃料油

(ア) 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

(イ) 対象材料のうち、6（5）の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、(ア)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) ア及びイ（ア）に規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、建設工事請負契約第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量。

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。

ウ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

エ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱

建設工事請負契約第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

建設工事請負契約第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに

- 係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1) に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、建設工事請負契約第25条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

10 全体スライドを行う場合の特則

建設工事請負契約第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価(建設工事請負契約第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、3(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする)」とする。

平成 26 年 4 月 1 日
東 広 島 市

1 適用対象工事

- (1) 建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 25 条第 6 項の請求は、2(3)に定める残工期が 2(2)に定める基準日から 2 か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとする。

(1) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

(2) 基準日

請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

(3) 残工期

基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）

当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額の算定

$$S \text{ 増} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S 増、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S 増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

(3) 減額スライド額の算定

$$S \text{ 減} = [P2 - P1 + (P1 \times 1/100)]$$

この式において、S 減、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S 減：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：官積算額)

(4) スライド額

労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表又は数量書に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示及び協議等されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、次の材料等についても出来形数量として取り扱う。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表又は数量書で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

(6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用基準によるスライドを請求することができる。

- (2) 本運用基準に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。